

監査報告書の透明化

金融庁は平成 29 年 6 月 26 日に、『「監査報告書の透明化」について』とする文書を公表しています。これは、株主等に対する情報提供を充実させる観点から、監査報告書において、財務諸表の適正性についての意見表明に加え、監査人が着目した会計監査上のリスクなどを記載することに関する検討事項となっています。

監査報告書の透明化は、国際監査基準において導入されたことを受け、欧州やアジアの主要国当において導入が進められており、米国でも「透明化」のための監査基準が公表されている状況となっています。

日本における監査報告書の透明化の導入における議論では、監査報告書において監査人が着目した会計監査上のリスク等（「監査上の主要な事項（Key Audit Matters：KAM）※」）に関する情報が示されることが、監査報告書の情報価値を高め、会計監査についての財務諸表利用者の理解を深める意義があるとされています。

※KAM とは、監査人の職業的専門家としての判断において、当期の会計監査において最も重要な事項をいい、統治責任者にコミュニケーションした事項から選択するものとされています。

KAM の記載によって、企業と財務諸表利用者の対話の充実を促すことのほか、KAM の記載が監査計画の前提として組み込まれることが、企業と監査人のコミュニケーションの更なる充実、ひいては監査品質の向上につながることを期待されるとされています。

また、監査報告書における KAM の開示と企業による開示との関係をどのように整理すべきか、仮に監査人と企業との間で調整が必要となる場合、どのような手続などが必要となるかを検討する必要がありますとされています。この点については、KAM の記載にあたっては企業が既に開示している情報を参照することが想定されていますが、参照すべき情報が企業によって開示されていない場合に、監査人が KAM として記載することは否定されていないものの、監査人はまずは企業に必要な開示を促すことが適切であるとされています。

今後の議論の方向としては、実務上の課題を抽出するため、日本公認会計士協会が大手監査法人や監査先企業、その監査役等と必要な連携をして、直近の終了した会計監査を対象に、KAM を試行的に作成する取組みを行い、検討に当たっての参考とすることが有益とされています。

以上
